

第26回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和5年7月10日(月)
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1階 会議室
- 3 出席委員
1番 前島 慎也 2番 飯村 伸一 3番 三輪 正
4番 高橋 浩 5番 萩原 重信 6番 池田 徹
7番 磯部 進 8番 田上 光男 9番 高野 済
10番 山口 和明 11番 栗原 茂 12番 花和 清治
13番 高橋 憲治 14番 小松 與平
- 4 欠席委員 無し
- 5 事務局 理事兼事務局長 額賀 均 主任 鈴木 直行
- 6 審議議案
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
議案第3号 非農地証明願の意見の決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用再配分計画(案)の意見聴取について
報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後2時15分

議長) 只今より、第26回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議

録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、12番、花輪清治委員。13番、高橋憲治委員の2名をお願いします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しておりますので、委員の報告はありませんので、ご承知をお願いします。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。2番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約29アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。3番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号3件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。審議願います。1番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と雑種地で囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。3番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭で不便なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水、雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。4番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、借家住まいをされておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、雨水浸透枳により敷地内処理。汚水、雑排水は公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。5番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効利用を図るべく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。6番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効利用を図るべく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と雑種地に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。8番について意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と雑種地に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番、11番が関連する案件ですので、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号10番、11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と高低差で分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を、有効利用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 前島委員の報告が終わりました。審議願います。10番、11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番、11番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番、11番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と雑種地に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効利用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって12番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号13番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、板金塗装業を営んでおりますが、既存の車両置場が手狭なため、転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、本申請地の一部を車両置場として使用しており、始末書が添付されております。よって13番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番については、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第3号の13件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、23年経過し、農地として復元しても、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番については、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第3号の2件の証明については、すべて非農地として証明することに決定をいたしました。次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第4号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第4号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用再配分計画(案)の意見聴取について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) **事務局説明**

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第5号について、ご意見・ご質問がある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用再配分計画については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第26回石岡市農業委員会を閉会いたします。

午後2時50分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和5年7月10日

議事録署名人

議 長

12 番

13 番